

公害防止管理者制度検討会報告書（概要）
（平成16年3月26日）

1. 検討の経緯

公害防止管理者制度を含む必置制度、国家資格制度については、規制緩和や行政改革の観点から、見直しの必要性について規制改革推進3か年計画（平成14年3月閣議決定）、公益法人改革実施計画（同閣議決定）で指摘を受けた。このため、今後の本制度のあり方について、同指摘事項を中心として公害防止を取り巻く新たな課題も勘案しつつ検討することを目的として、昨年12月に経済産業省産業技術環境局及び環境省環境管理局が共同で有識者からなる公害防止管理者制度検討会（委員名簿は後記）を設置し、報告書を取りまとめた。

2. 報告書の要点

国として公害防止対策の効果を減じさせることがないという前提の下、まず、必置制度そのものの現代における必要性を検証した。また、現代においてもその意義が認められる場合であっても、併せて、必置制度の運用面も含め、過剰規制の排除、事業者負担の合理的な軽減等の観点から十分な見直しを行った。その結果、必要な対応策の方向性について以下の結論を得た。

- ・ 公害防止管理者制度は、ナショナルミニマムとして引き続き必要である。
- ・ 一定の条件の下、同一社内の敷地の離れた複数の工場、同一敷地内の複数の関連会社の工場において、公害防止管理者の兼任を認める。
- ・ 中小企業については、協同組合等を組織している場合に加え、一定の条件の下、地域の同業種間で共同で公害防止管理者を選任することを認める。
- ・ 大気関係の公害防止管理者と水質関係の公害防止管理者との連絡調整が容易又は連絡調整の必要性が低いと認められる場合に公害防止主任管理者の選任を免除する。
- ・ 国家試験に科目別合格制を導入し、受験者の負担軽減を図るとともに国家資格の取得促進を図る。
- ・ 国家試験の出題について、測定技術等現場での公害防止管理者の実務と乖離している部分は内容の適正化を図る。
- ・ 高校卒業以上に限定されていた資格認定講習の受講資格の学歴要件について、一定の実務経験があれば学歴を問わず受講可能とする。

公害防止管理者制度検討会メンバー

座長	横山 長之	(財)日本気象協会 参与
	井口 新一	(財)日本適合性認定協会 常務理事
	指宿 堯嗣	(独)産業技術総合研究所 環境管理研究部門長
	沖山 文敏	川崎市環境局 公害部長
	奥寺 清二	三吉工業(株) 代表取締役
	草間 英一	(株)三ツ矢 代表取締役
	関沢 秀哲	新日本製鐵(株) 常務取締役
	椿 広計	筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授
	初鹿 将之	東京電力(株) 理事
	兵頭 美代子	主婦連合会 副会長
	松井 貞	(株)花王 環境・安全推進本部部長